



第 3 次 北 名 古 屋 市

耐 震 改 修
促 進 計 画

令 和 3 年 3 月
北 名 古 屋 市

[令和7年4月修正]

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の改訂	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 本市における地震に係る被害想定等	3
第2章 計画の基本的事項	6
1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物	6
2. 住宅・建築物の耐震化の現状と目標	13
3. 市が所有する建築物の耐震化	19
第3章 耐震化及び減災化促進のための取り組み	20
1. 耐震化・減災化促進のための支援	21
2. 耐震化及び減災化の普及・啓発	25
3. 地域との連携	28
4. 関連する安全対策	30
第4章 計画達成に向けて	32
1. 取り組みの促進体制の充実	32
2. 住宅・建築物の耐震化等の促進	35
3. 計画の進捗管理と見直し	35

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、住宅・建築物が倒壊した事例が多く見られ、特に昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものは大きな被害を被りました。また、観測史上初となる震度7を2回観測した平成28年4月の熊本地震においても、同様の傾向が見られ、改めて住宅・建築物の耐震化の重要性が高まっています。

北名古屋市（以下「本市」という。）では、「南海トラフ地震」の発生が危惧されるなか、平成20年に策定した当初計画から12年間に及び耐震化に向けて耐震診断や耐震改修補助等、様々な取り組みを行ってきました。しかし、依然として耐震性が不十分な住宅・建築物が残されており、引き続きこれらの耐震化を促進する必要があります。

「第3次北名古屋市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」はこうした状況を踏まえ、今年度までを計画期間としていた「北名古屋市耐震改修促進計画（改定版）（以下「第2次計画」という。）」を見直し、新たな目標の設定とその実現を目指した取り組みを示すものです。

2. 計画の改訂

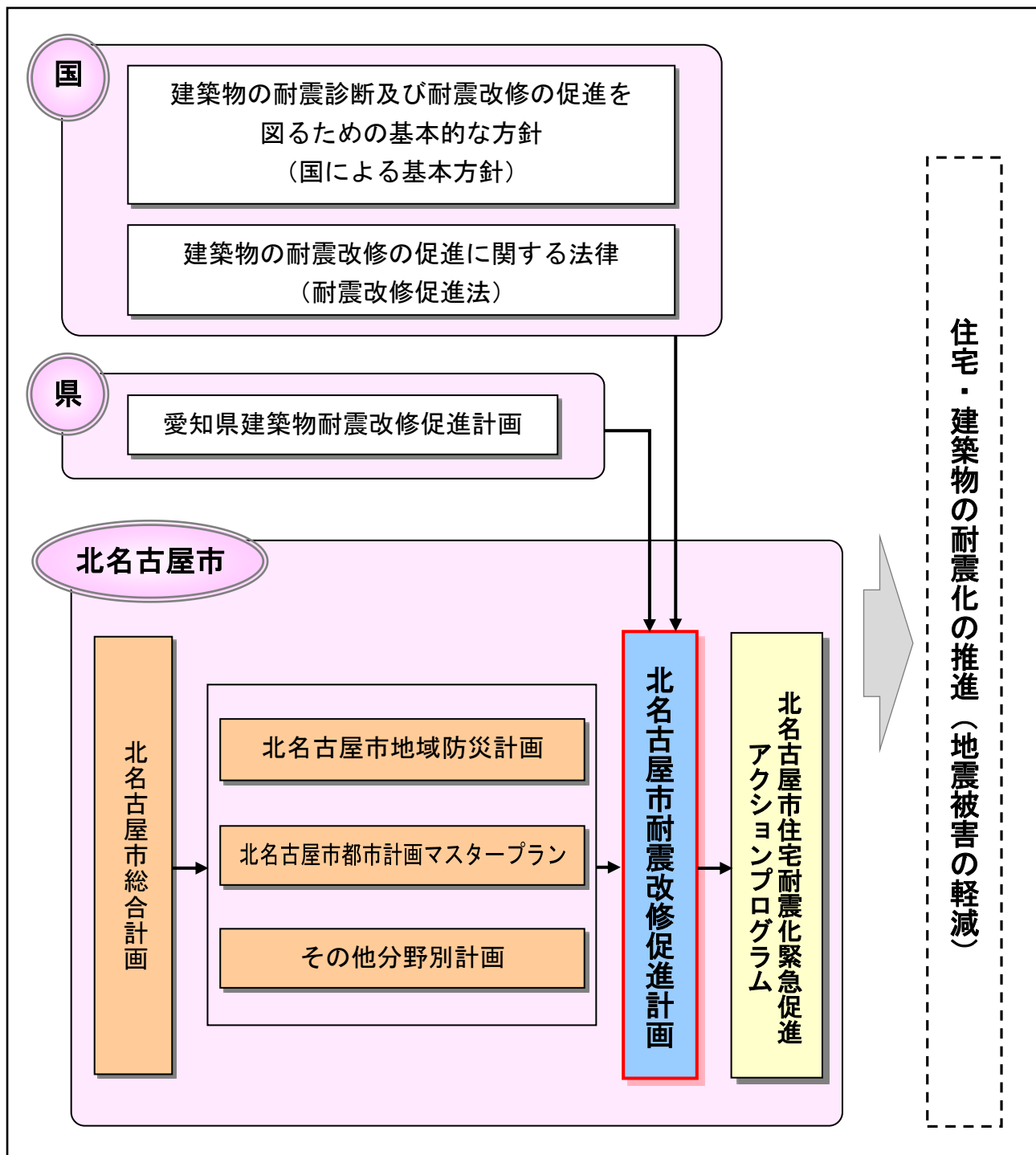
第2次計画策定後、平成30年6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が、平成31年1月1日に施行されました。これにより、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられました。また、「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国による基本方針」という。）」においてもブロック塀等の安全対策についての記載が追加されました。

本市では、こうした状況変化に対応しながら、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－（以下「県計画」という。）」を踏まえ、必要な見直しを行い、「第3次北名古屋市耐震改修促進計画」として策定します。

3. 計画の位置づけ

北名古屋市耐震改修促進計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画」・「北名古屋市総合計画」・「北名古屋市地域防災計画」・「北名古屋市都市計画マスタープラン」等を上位・関連計画としながら、「耐震改修促進法」に基づき、本市における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として策定するものです。

図 北名古屋市耐震改修促進計画の位置づけ



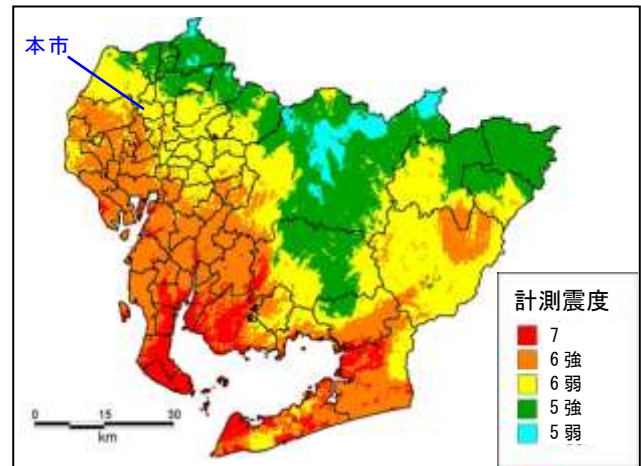
4. 本市における地震に係る被害想定等

(1) 「南海トラフ地震」に係る震度分布

南海トラフ地震（東海・東南海・南海地震の3連動）に係る被害想定等については、平成24年8月に内閣府が公表しています。

この被害想定に基づき、愛知県では、被害予測調査報告書を平成26年3月に公表していますが、これによると、地震の規模はマグニチュード9クラスと想定されています。震度については、「陸側ケース（東海地方の被害が最も大きいケース）」の場合、北部を除いて全県的に震度6弱以上と想定されており、震源に近い沿岸部を中心として震度7も想定されています。

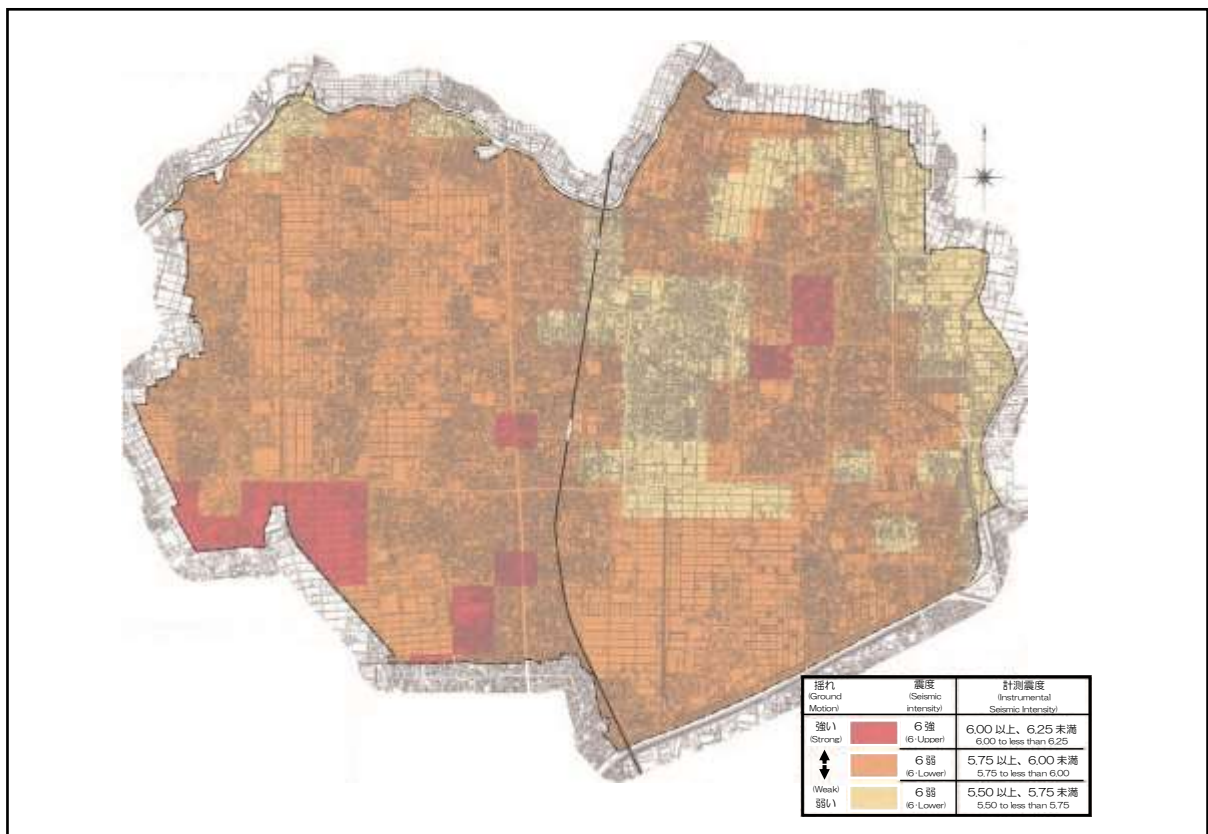
図 震度分布（陸側ケース）



出典：「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」平成26年3月愛知県

本市においても、平成26年5月に愛知県が公表した東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果をもとに作成した、震度分布図を公表しており、本市における最大震度は6強と想定しています。

図 北名古屋市における南海トラフ地震の震度分布想定図



出典：北名古屋市地震ハザードマップ（南海トラフ地震）（平成27年3月）

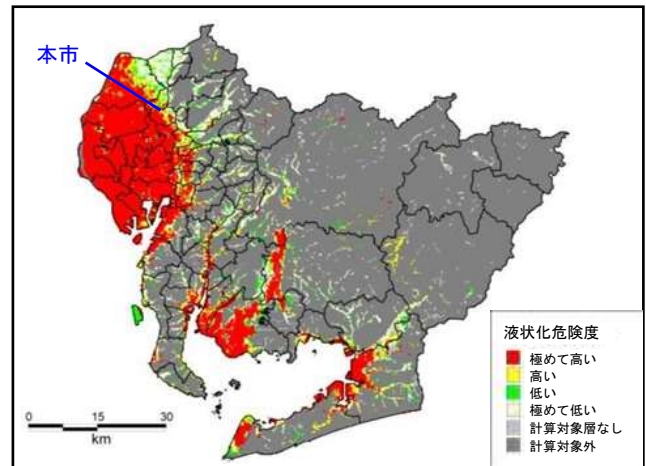
（２）「南海トラフ地震」に係る液状化危険度分布

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震においては、関東地方を中心とした広い範囲で液状化が発生し、道路や上下水道、電気、ガスなどのライフラインが寸断されたほか、住宅の損壊等、約27,000件（平成23年9月27日都市局調べ）もの宅地被害が報告されるなど、各地に深刻な被害をもたらしました。

愛知県においては、震度分布と合わせて液状化危険度分布を公表しています。これによると、濃尾平野ならびに岡崎平野や豊橋平野を中心に、液状化危険度が極めて高いエリアが広がっており、液状化に伴う30cm未満の地盤沈下が想定されています。

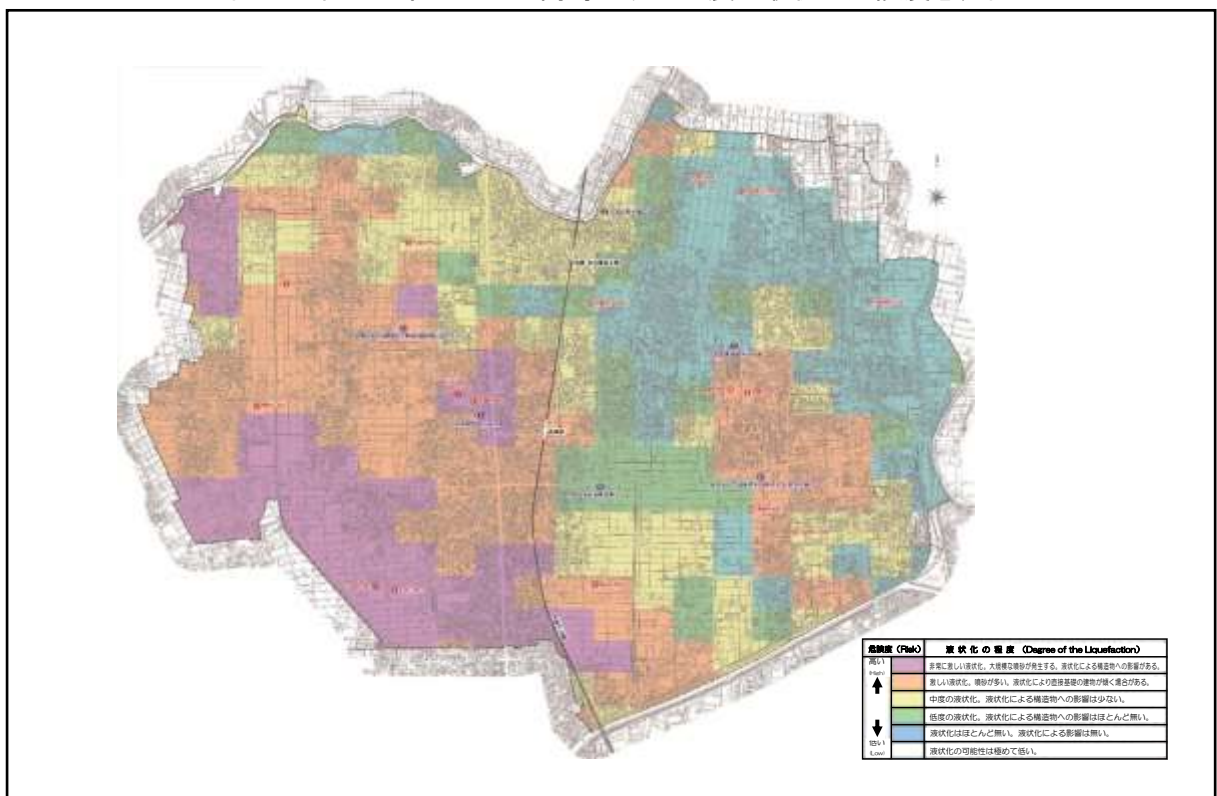
本市においても、震度分布図と合わせて、液状化危険度の想定図を公表しています。想定では、市域東部の一部で「液状化の可能性は極めて低い」又は「液状化はほとんど無い」と想定していますが、市域中部から西部にかけては「非常に激しい液状化」又は「激しい液状化」としています。

図 液状化危険度分布（陸側ケース）



出典：「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」 平成26年3月愛知県

図 北名古屋市における南海トラフ地震の液状化危険度想定図



出典：北名古屋市地震ハザードマップ（南海トラフ地震）（平成27年3月）

(3) 「南海トラフ地震」に係る被害想定

南海トラフ地震が発生した場合、本市における人的被害や建物被害は死者数約 20～30 人、揺れ・液状化等による建物被害は約 200～2,000 棟(全壊・焼失)と想定され、大規模な被害が発生することが予想されています。

表 死者数の想定（冬深夜 5 時発災、早期避難率低の場合）

地震モデル	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
過去地震最大モデル	*	*	*	*	*	*
最大想定モデル（陸側ケース）	約 30 人	*	*	*	*	約 30 人
最大想定モデル（東側ケース）	約 20 人	*	*	*	*	約 20 人

*:被害わずか

表 全壊・焼失棟数の想定（冬夕 18 時発災）

地震モデル	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
過去地震最大モデル	約 50 棟	約 100 棟	*	*	約 20 棟	約 200 棟
最大想定モデル（陸側ケース）	約 500 棟	約 100 棟	*	*	約 1,300 棟	約 2,000 棟
最大想定モデル（東側ケース）	約 400 棟	約 100 棟	*	*	約 800 棟	約 1,400 棟

*:被害わずか

出典：「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」平成 26 年 3 月愛知県

第2章 計画の基本的事項

本計画は、本市における住宅・建築物の耐震化を促進し、住宅・建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的とします。

そのため、本計画では住宅・建築物の耐震化の状況を整理し、耐震化及び減災化の目標を定めます。また、その目標を達成するために施策を定め、愛知県や建物所有者等と役割分担を図り、耐震化及び減災化に取り組みます。

1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和12年度までとし、令和7年度に耐震化の進捗状況の確認等を行います。

(3) 対象とする建物

本計画では、市内に存する全ての住宅・建築物を対象とします。

表 対象とする主な建物

区分	内 容		備 考 (耐震改修促進法での記載)
住宅	戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅		
特定既存耐震不適格建築物 ※1	(ア) 多数の者が利用する建築物		第 14 条第 1 号
	(イ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		第 14 条第 2 号
	(ウ) 緊急輸送道路等沿道建築物		第 14 条第 3 号
	大規模建築物 ※2 (エ) 要緊急安全確認	・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの	附則第 3 条 第 1 号、第 2 号
		・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	附則第 3 条第 3 号
(オ) 要安全確認計画記載建築物※2			第 7 条

※1 特定既存耐震不適格建築物の所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に努めることが求められ、行政による指導・助言または指示等の対象となります。

※2 耐震診断義務付け対象建築物

(ア) 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号)

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

表 多数の者が利用する建築物の基準（耐震改修促進法施行令第6条）

	用 途		規 模
第 1 号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上 かつ床面積 500 ㎡以上
第 2 号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上 かつ床面積 1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上 かつ床面積 1,000 ㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
第 3 号	学校	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅※ ¹ （共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上 かつ床面積 1,000 ㎡以上

※1 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(イ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

表 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の基準(耐震改修促進法施行令第7条)

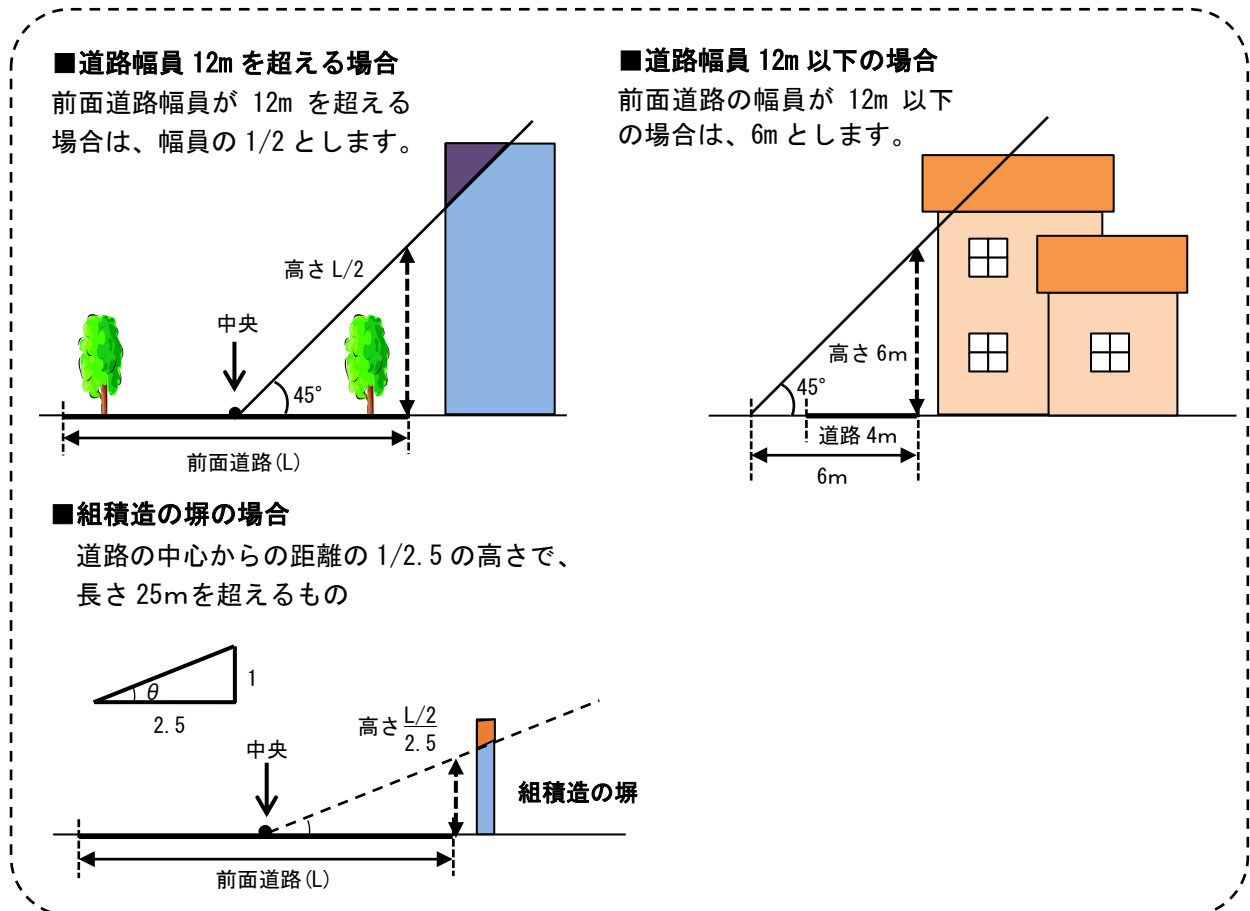
	危険物の種類		数 量
第1号	火薬類	火薬	10 トン
		爆薬	5 トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
		導爆線又は導火線	500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
		その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類		30 トン
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
第5号	マッチ		300 マッチトン※ ¹
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)		2 万立方メートル
第7号	圧縮ガス		20 万立方メートル
第8号	液化ガス		2,000 トン
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)		20 トン
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)		200 トン

※¹ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で、7200 個、約 120 kg。

(ウ) 緊急輸送道路等沿道建築物(耐震改修促進法第14条第3号)

緊急輸送道路等に面する建築物のうち、地震発生時に道路を閉塞させる恐れのある建築物として、耐震改修促進法に基づいて、以下の要件に該当するものとします。

図 緊急輸送道路等沿道建築物の要件



■緊急輸送道路等の設定

緊急輸送道路等は、以下に掲げるものを対象とします。

緊急輸送道路（県指定）※耐震改修促進法第5条第3項第2号、第3号

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路で、「愛知県地域防災計画」で定められた第1次・第2次緊急輸送道路とします。

愛知県では、「耐震改修促進法第5条第3項第2号」の規定に基づく道路として、第1次緊急輸送道路を基本に指定しており、その他の緊急輸送道路を「耐震改修促進法第5条第3項第3号」の規定に基づく道路と定めています。

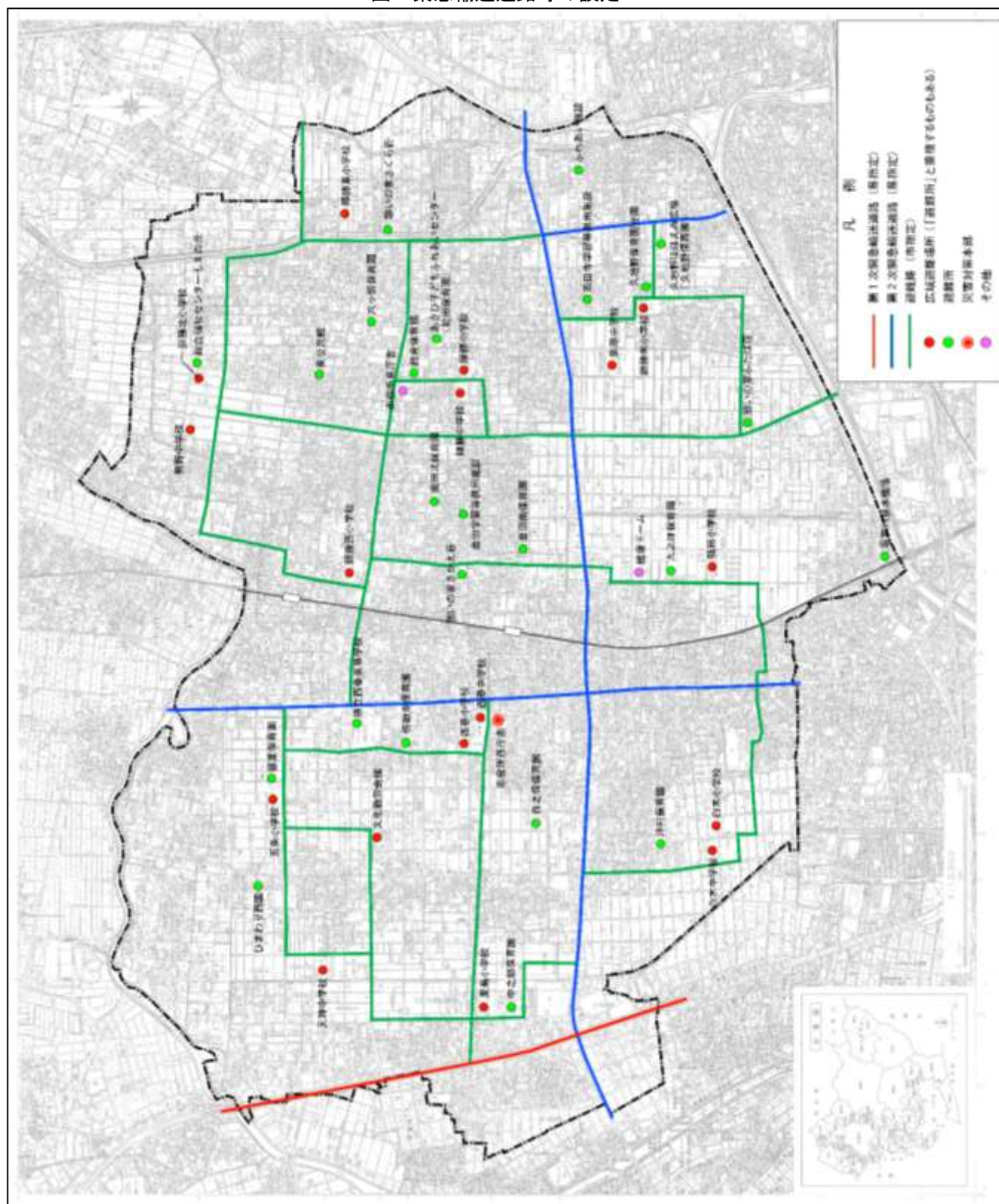
本市に関する第1次緊急輸送道路としては、国道22号が指定されています。

また、第2次緊急輸送道路としては、主要地方道春日井稲沢線、主要地方道名古屋江南線及び一般県道小口名古屋線（一部区間）が指定されています。

避難路（市指定）※耐震改修促進法第6条第3項

本市では、地震発生時に、市指定避難所への避難動線の一部として活用できる主要な道路を「耐震改修促進法第6条第3項第2号」の規定に基づく道路（避難路）と位置づけますが、北名古屋市地域防災計画との整合を図り、適宜、避難路の見直しを行います。

図 緊急輸送道路等の設定



出典：北名古屋地域防災計画

(エ) 要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条)

要緊急安全確認大規模建築物とは、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるものが分類されます。用途及び規模は、耐震改修促進法附則第3条に基づき、以下のとおりとします。

なお、本市における対象となる建築物は耐震診断を実施しており、結果は愛知県のホームページで公表されています。

表 要緊急安全確認大規模建築物の基準（耐震改修促進法附則第3条）

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、鑑賞場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、老人ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育園	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5,000 m ² 以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

(オ) 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条)

i) 防災上重要な建築物

防災上重要な建築物とは、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物です。

県が指定する病院や、避難所等の防災上重要な建築物が該当します。

ii) 避難路等の重要な道路沿いの建築物

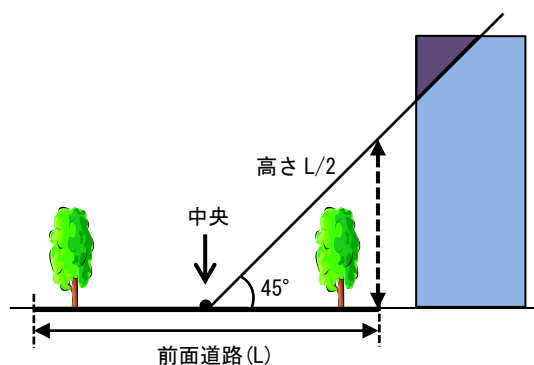
避難路等の重要な道路沿いの建築物とは、緊急輸送道路等のうち、特に重要な避難路等沿道にあり、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物です。

県または市が指定する重要な避難路等沿道のうち、以下の要件に該当する建築物です。

図 避難路等の重要な道路沿いの建築物の要件

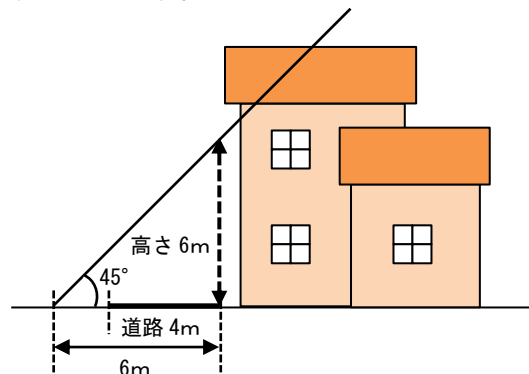
■道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 とします。



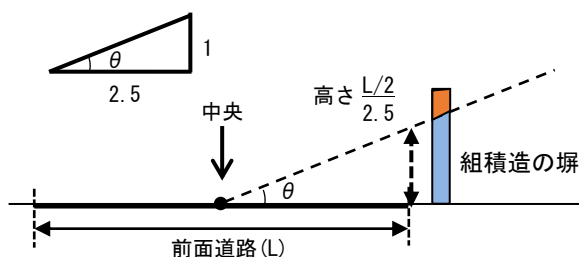
■道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m とします。



■組積造の塀の場合

道路の中心からの距離の $1/2.5$ の高さで、長さ 25m を超えるもの



出典：愛知県建築物耐震改修促進計画 - あいち建築減災プラン 2030 -

2. 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

(1) 本市の住宅・建築物の耐震化の現状

住宅・建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

この改正後に建築された（以下「新耐震」という。）住宅・建築物は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正前に建築された（以下「新耐震以前」という。）住宅・建築物は、阪神・淡路大震災、平成28年熊本地震等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

① 住宅の耐震化の状況

本市における住宅の耐震化の状況は、現時点で、住宅総数34,500戸のうち、耐震性があると判断されるものは29,933戸となっており、約87%の住宅で耐震性があると推計されます。

しかしながら、耐震性がないと判断される住宅は、4,567戸と依然として多く存在していることから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要です。

表 本市における耐震性のある住宅の割合

(単位：戸)

分類	総数 (a)	新耐震住宅 (耐震性あり) (b)	新耐震以前住宅		耐震性のある住宅数		
			(c)	耐震性 あり※ (d)	耐震性 なし (e)	(f)=(b)+(d)	割合 (f)/(a)
戸建	20,397	14,777	5,620	1,713	3,907	16,490	80.8%
共同住宅	14,103	11,860	2,244	1,584	660	13,444	95.3%
計	34,500	26,636	12,853	3,297	4,567	29,933	86.8%

(平成30年住宅・土地統計調査(総務省)をもとに推計)

※ (d) 新耐震以前住宅のうち耐震性ありの住宅戸数の算定方法

(d) = i 新耐震以前住宅で建てられた住宅の耐震性割合 × (c) 新耐震以前住宅
+ ii 新耐震以前で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数

i. 新耐震以前住宅で建てられた住宅の耐震性割合

平成20～30年の住宅・土地統計調査から得られる、全国の平成16～30年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合 (= 耐震性が確保されていた住宅戸数 (「耐震改修工事をした」住宅を除く) / 耐震診断実施戸数)

ii. 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数

平成15年～令和元年度までに北名古屋市耐震改修費補助事業制度を利用して改修した戸数(162戸) なお、戸建にのみ加算

<民間木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助事業の実施状況>

本市は、愛知県と足並みを揃え、昭和56年5月以前着工の民間木造住宅を対象として、無料耐震診断及び耐震改修費補助を行っています。これにより、平成15年度から令和元年度までに1,156棟の耐震診断を実施(総合判定値1.0未満の棟数割合：約98%)し、そのうち、162棟の耐震改修に対して補助を行っています。

② 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号)の耐震化の状況

本市における、多数の者が利用する建築物の耐震化の状況をみると、耐震性のないものは29棟となっています。

なお、市有建築物のうち耐震改修促進法第14条第1号の要件を満たす建物で、耐震性がないものはありません。

表 耐震性のない多数のものが利用する建築物の状況

(単位：棟)

	公共建築物		民間建築物	合 計
		うち市有建築物		
当初計画	27	25	66	93
第2次(H25)	7	6	35	42
第3次(R2)	0	0	29	29

注：現状数値は、当初計画で挙げられた各建築物について、課税台帳(R2.6)に照らして残存・滅失の状況を確認したものである。耐震診断未実施または不明の建築物は「耐震性なし」として一律計上している。令和2年10月現在の状況

③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)の耐震化の状況

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、現在、対象となる建築物はありません。

④ 緊急輸送道路等沿道建築物(耐震改修促進法第14条第3号)の耐震化の状況

本市における、緊急輸送道路等沿道建築物の状況をみると、耐震性のないものは116棟となっています。

その内訳としては、愛知県が指定した緊急輸送道路沿道には7棟、本市が指定した避難路沿道には109棟あります。

表 耐震性のない緊急輸送道路等沿道建築物の状況

(単位：棟)

	緊急輸送道路 (県指定)	避難路 (市指定)	合 計
当初計画	12	144	156
第2次(H25)	10	136	146
第3次(R2)	7	109	116

注：現状数値は、当初計画で挙げられた各建築物について、課税台帳(R2.6)に照らして残存・滅失の状況を確認したものである。耐震診断未実施または不明の建築物は「耐震性なし」として一律計上している。なお、公共建築物については、耐震化の状況を含めて確認。民間建築物は新耐震以前建築物のうち、外観上耐震化が不明なものは、すべてを「耐震性なし」として一律計上している。令和2年10月現在の状況。

⑤ 耐震診断義務付け対象建築物(耐震改修促進法附則第3条、耐震改修促進法第7条)の耐震化の状況

要緊急安全確認大規模建築物については、対象となる建築物は12棟あります。このうち耐震性のない建築物は1棟です。

なお、要安全確認計画記載建築物については、現在、対象となる建築物はありません。

(2) 耐震化の目標設定の考え方

住宅・建築物について、段階的に目標を定めることで、令和12年度に向けてさらなる耐震化を図ります。

なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅・建築物に対しては、減災化を促進します。

減災化については、容易で効果的な方法によって住宅・建築物の倒壊による圧迫死を限りなくゼロにすることを目標とします。

① 住宅の耐震化の目標

住宅については、令和7年度までの耐震化率の目標を95%とし、令和12年度までには、耐震性を有しない住宅を概ね解消することを目指します。

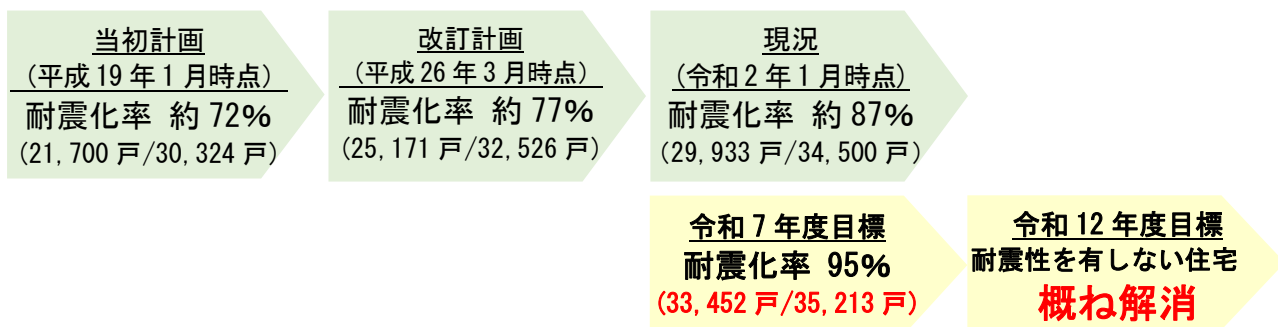


表 住宅の中間目標

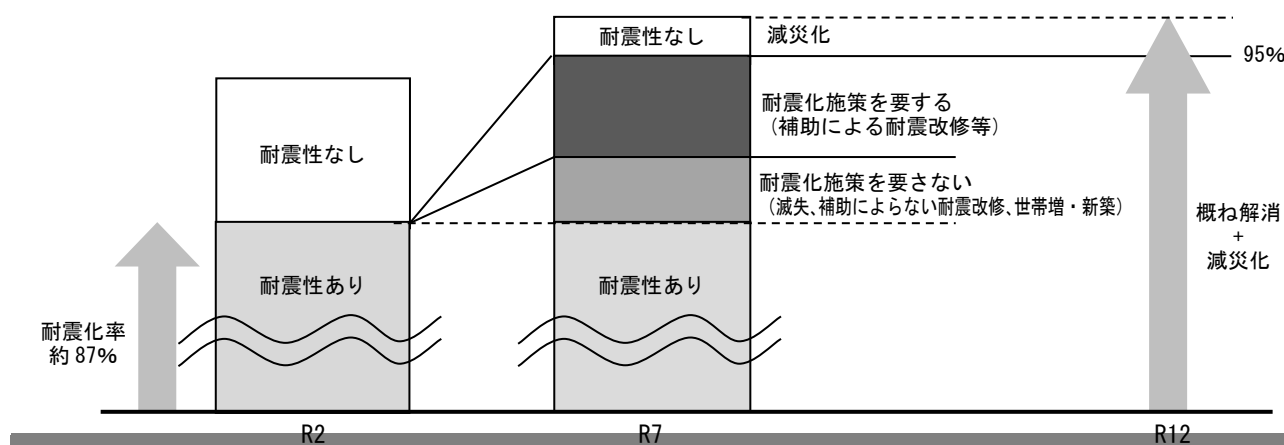
(単位：戸)

R7年度の居住世帯のある 住宅数（推計）	R7年度に耐震性を有する 住宅数の目標	R7年度耐震化目標
35,213	33,452	95%

区分	R7 年度 住宅数	R7 年度耐震化目標				
		耐震化率	耐震性を有する住宅数の目標			
				現況で耐震性あり	施策を要さない	施策を要する
戸建	20, 811	93%	19, 338	16, 490	945	1, 903
共同住宅	14, 402	98%	14, 114	13, 444	407	263
計	35, 213	95%	33, 452	29, 933	1, 353	2, 166

注：耐震性を有する住宅数の目標等は、住宅・土地統計調査（平成25年、平成30年）等から推計

図 住宅の耐震化の考え方



② 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）の目標

当初計画(平成18年度時点)	改訂計画(平成26年度時点)	現状(令和2年度時点)	令和7年度目標	令和12年度目標
耐震性のない建築物 93棟	耐震性のない建築物 42棟	耐震性のない建築物 29棟	耐震性のない建築物 5棟	耐震性のない建築物 概ね解消

多数の者が利用する建築物については、令和7年度までに、耐震性のない建築物数を令和2年度時点の1/5に削減することを目標とします。また、令和12年度には耐震性のない建築物をおおむね解消することを目標とします。

また、用途分類別の目標としては、下表に示すとおりとします。

表 多数の者が利用する建築物の目標（用途分類別の目標）

分 類			平成18年度時点 耐震性のない建築物の棟数			令和2年度時点 耐震性のない建築物の棟数			令和7年度目標 耐震性のない建築物の棟数		
			公共 建築物	民間 建築物	全体	公共 建築物	民間 建築物	全体	公共 建築物	民間 建築物	全体
① 災害 応急 対策 活動 に 必要 な 公共 及び 民間 施設	災害応急対策の指揮、情報伝達等をする建築物 (庁舎、警察署、消防署、保健所等)		2	0	2	0	0	0	0	0	0
	地域 防災 計画 あり	救護建築物 (災害拠点病院、救急病院、救急診療所)	0	1	1	0	0	0	0	0	0
		避難所指定の建築物 (学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等)	17	0	17	0	0	0	0	0	0
	地域 防災 計画 なし	災害要援護者のための建築物 (老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		避難所指定のない教育建築物 (学校、幼稚園、保育所)	4	10	14	0	0	0	0	0	0
		救護建築物 (救急病院、救急診療所)	0	1	1	0	0	0	0	0	0
② ①以外 の公共 施設	公共建築物 (博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等)		1	0	1	0	0	0	0	0	0
	上記以外の公共建築物 (公営住宅を除く)		3	0	3	0	0	0	0	0	0
	公営住宅		0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ ①施設 外の民 間	民間建築物 (劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等)		0	25	25	0	9	9	0	1	1
	賃貸共同住宅		0	29	29	0	20	20	0	4	4
合 計			27	66	93	0	29	29	0	5	5

③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）の目標

火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、現在、対象となる建築物がないため、目標は定めません。

④ 緊急輸送道路等沿道建築物（耐震改修促進法第14条第3号）の目標

【緊急輸送道路（県指定）】

当初計画（平成18年度時点）	改訂計画（平成26年度時点）	現状（令和2年度時点）	令和7年度目標	令和12年度目標
耐震性のない建築物 12 棟	耐震性のない建築物 10 棟	耐震性のない建築物 7 棟	耐震性のない建築物 1 棟	耐震性のない建築物 解消

【避難路（市指定）】

当初計画（平成18年度時点）	改訂計画（平成26年度時点）	現状（令和2年度時点）	令和7年度目標	令和12年度目標
耐震性のない建築物 144 棟	耐震性のない建築物 136 棟	耐震性のない建築物 109 棟	耐震性のない建築物 21 棟	耐震性のない建築物 概ね解消

【合計】

当初計画（平成18年度時点）	改訂計画（平成26年度時点）	現状（令和2年度時点）	令和7年度目標	令和12年度目標
耐震性のない建築物 156 棟	耐震性のない建築物 146 棟	耐震性のない建築物 116 棟	耐震性のない建築物 22 棟	耐震性のない建築物 概ね解消

緊急輸送道路等沿道建築物については、多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標に準じて、令和7年度までに、耐震性のない建築物数を令和2年度時点の1/5に削減することとします。また、令和12年度には耐震性のない建築物を概ね解消することを目指します。特に、多数の者が利用する建築物等と重複するものについては、優先的な耐震化を図ります。

⑤ 耐震診断義務付け対象建築物（耐震改修促進法附則第3条、耐震改修促進法第7条）の目標

要緊急安全確認大規模建築物のうち、耐震性のない建築物については、耐震化を促進していきます。

また、要安全確認計画記載建築物については、現在対象となる建築物はありませんが、今後、愛知県による緊急輸送道路の見直し等に伴い、新たに指定した場合は、県と連携を図り、耐震化の推進に努めます。

⑥ その他の耐震不明建築物の目標

その他の建築物についても、愛知県と連携して耐震化を図ります。

3. 市が所有する建築物の耐震化

本市が所有する建築物で耐震性が確保されていないものについては、以下に基づき耐震化を進めるとともに、その進捗状況等を公表します。

(1) 対象建築物

市所有の新耐震以前建築物（耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当する特定既存耐震不適格建築物を含む）を対象とします。

(2) 耐震診断・耐震改修の現状

対象建築物の耐震診断等の状況は下表のとおりです。

これによると、対象となる66棟のうち、耐震診断を実施したのは55棟であり、耐震補強が必要と判定されたものは45棟でした。耐震補強が必要とされた建築物のうち、今後、耐震化が必要なものは1棟となっています。

また、耐震診断を実施していない市有建築物は、11棟となっています。

表 市有建築物の耐震化状況（令和3年1月末現在）

（単位：棟）

新耐震以前の 市有建築物	耐震診断の有無		耐震診断済		
	未診断棟数 （要診断）	耐震診断済 棟数	耐震化不要 （耐震基準を 満たしていた） 棟数	耐震化必要棟数	
				耐震化済 棟数	耐震化未対応 棟数
66	11	55	12	42	1

(3) 今後の耐震診断・耐震改修の方針

耐震診断を未実施である11棟及び耐震診断を実施済みのうち耐震化未対応1棟の合計12棟の市有建築物については、将来的な利用方針を検討したうえで、必要に応じ耐震改修等を実施していきます。

第3章 耐震化及び減災化促進のための取り組み

建築物の耐震化を促進するために、効果の高い施策に取り組んでいきます。

また、耐震化できない建築物等についても、地震災害時の被害を最小限に抑えるという「減災」の視点を取り入れていきます。

そのため、本市では、建築物の所有者等が主体的に耐震化及び減災化に取り組めるよう、財政的・技術的支援、普及啓発、地域との連携、ならびに関連する安全対策に取り組んでいきます。

■耐震化・減災化促進のための取り組み

項目	取り組み
1. 耐震化・減災化促進のための支援	・耐震化促進のための支援 ・減災化促進のための支援 ・その他の支援
2. 耐震化及び減災化の普及・啓発	・住宅の耐震化に関する周知・啓発 ・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化に関する周知・啓発 ・低コスト耐震化工法の普及 ・関連団体による周知・啓発 ・防災情報の周知
3. 地域との連携	・重点的に耐震化を進める区域での取り組み ・地域の活動組織との連携
4. 関連する安全対策	・家具の転倒防止対策 ・窓ガラス、看板等の落下防止対策 ・エレベーターの安全対策 ・耐震性の維持 ・感震ブレーカーの設置

1. 耐震化・減災化促進のための支援

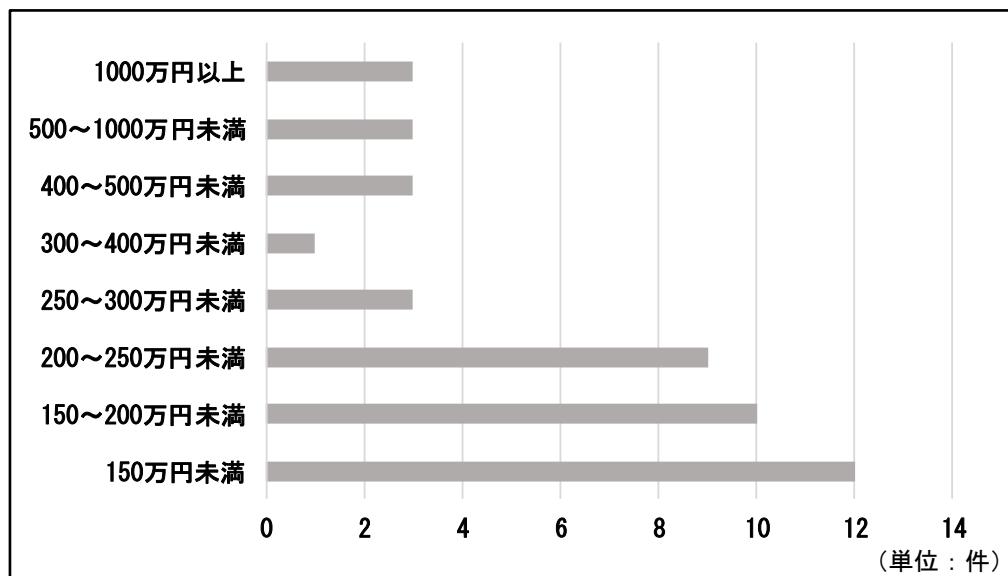
本市では、以下に示す耐震診断・耐震改修の実施に対する補助制度により、住宅・建築物の耐震化の促進を図っていきます。（なお、各制度の詳細は施設管理課にお問合せ下さい。）

（1）耐震化促進のための支援

① 住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助

耐震に関するアンケート等によると、耐震改修工事費について自己負担額が非常に大きいイメージが定着していますが、平成25年度～令和元年度の本市の耐震改修費補助実績によると、物件にもよりますが、高額な耐震改修よりも、概ね250万円くらいまでの工事費件数の方が多く、市の耐震改修費補助を利用すれば、費用負担額はより安価に施工することが可能です。

図 北名古屋市における木造耐震改修費の補助実績



出典：北名古屋市耐震改修工事費用実績（平成25年度～令和元年度）

補助の種類	補助内容等
民間木造住宅 無料耐震診断	対象となる建築物： ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅 ・規模は2階建て以下 補助金額：全額（無料）
民間木造住宅 耐震改修費補助	対象となる耐震改修工事： ・市が実施する無料耐震診断で、判定値が1.0未満と判定された住宅について、判定値を1.0以上かつ0.3を加算した数値以上にする耐震改修工事 補助金額：1棟あたり100万円を上限
民間非木造住宅 耐震診断費補助	対象となる建築物： ・昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅 ・戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅 補助金額： ・戸建住宅の場合、補助対象経費の限度額を一户当たり13万6千円とし、その3分の2以内の金額 ・戸建住宅以外の場合、補助対象経費の限度額を延べ面積に応じた単価で算出し、その3分の2以内の金額かつ150万円を上限

② 住宅の除却に係る補助(令和2年度より開始)

住宅の状態によっては、耐震改修にかかる費用が建替えにかかる費用とほとんど変わらず、耐震改修を躊躇する声があります。

このため、本市では、令和2年度より除却工事費補助制度を創設しており、除却工事費用の一部を補助することで、現行基準を満たす住宅への建て替えを促進します。

補助の種類	補助内容等
民間木造住宅 除却工事費補助	対象となる工事： ・交付申請をする前年度までに市が実施する無料耐震診断を実施した住宅で、判定値が1.0未満と判定された一戸建て住宅の除却工事 ・除却工事に係る部分の床面積が30平方メートル以上 補助金額：補助対象経費の23%に相当する額とし、20万円を上限

③ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る補助(令和7年度より開始)

耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）について、耐震改修工事費用の一部を補助することで耐震化を促進します。

補助の種類	補助内容等
要緊急安全確認大規模 建築物耐震改修費補助	対象となる工事： ・市内にある民間の耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事 補助金額：補助対象経費に269/600乗じた額

(2) 減災化促進のための支援

耐震改修が進まない原因の一つとして、費用や工期の面で耐震改修が困難なことが挙げられます。また、耐震診断の判定値が低いものほど耐震改修されない傾向もみられるため、本市では、減災化に係る補助制度を設けています。

① 民間木造住宅段階的耐震改修費補助

既往の研究により、判定値 0.7 以上に耐震改修すれば住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かってきています。

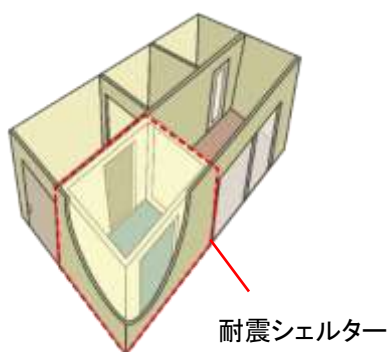
このため本市では、これまでのような判定値 1.0 以上にする耐震改修だけでなく、1 段階目に 0.7 以上、2 段階目に 1.0 以上にするような段階的耐震改修の促進について、補助制度を設けています。

補助の種類	補助内容等
民間木造住宅 段階的耐震 改修費補助	対象となる耐震改修工事： ・【一段目耐震改修工事】市が実施する無料耐震診断で、判定値が 0.4 以下と判定された住宅について、判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を 0.7 以上 1.0 未満とする耐震改修工事 ・【二段目耐震改修工事】一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた後、判定値 1.0 以上とする耐震改修工事 補助金額：【一段目耐震改修工事】60 万円を上限 【二段目耐震改修工事】30 万円を上限

② 耐震シェルター整備費補助

住宅倒壊から人命を守るため安価な工法による寝室等の個室補強の手段として、耐震シェルターや耐震ベッドの設置が挙げられます。

このため、本市では、耐震シェルターの設置について、補助制度を設けています。



補助の種類	補助内容等
民間木造住宅 耐震シェルター 整備費補助	対象住宅： ・市が実施する無料耐震診断を受けた住宅のうち、判定値が 0.4 以下であり、障がい者又は 65 歳以上の高齢者が居住する世帯 補助金額：1 基あたり 25 万円を上限

③ ブロック塀等撤去に係る補助度(令和元年度より開始)

平成 30 年度より市内パトロールに合わせてブロック塀の安全性に関するチラシの配布を実施し、令和元年度より補助制度を創設して道路に面するブロック塀等の撤去を促進しています。

補助の種類	補助内容等
ブロック塀等 撤去費補助	対象となるブロック塀等： ・ 通学路又は北名古屋市地域防災計画で定められた避難所へ至る経路に面するブロック塀等で、耐震診断結果等で倒壊の危険性があると判断されたもの ・ ブロック塀等の高さが道路から 1 メートル以上かつ組積造の部分が 60 センチメートル以上のもの 補助金額： ブロック塀等の撤去に要した経費又は撤去したブロック塀等の延長に 1 メートル当たり 1 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の 3 分の 2 の額とし、15 万円を上限

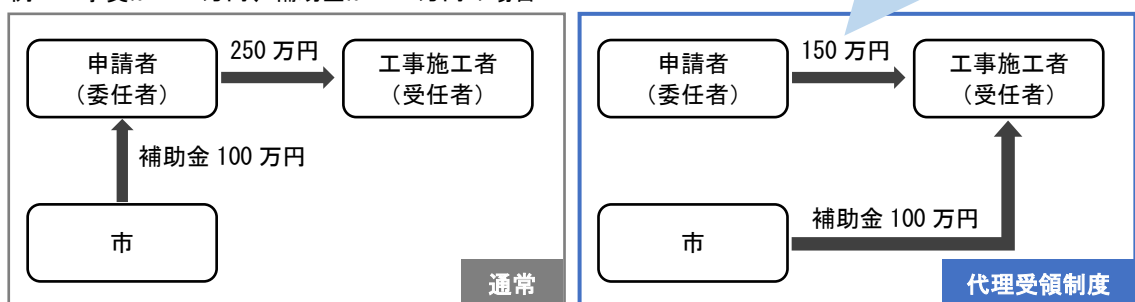
(3) その他の支援

① 代理受領制度(令和 2 年度より開始)

補助金の申請者(委任者)が、補助対象工事の契約を締結した工事施工者(受任者)に、補助金の受領を委任することで、受任者が補助金を代理で受領することができる制度です。委任者は工事費と補助金の差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担を軽減することができます。

●代理受領者制度のイメージ

例：工事費が 250 万円、補助金が 100 万円の場合



- 対象となる耐震補助事業：
- ・ 民間木造住宅耐震改修費補助
 - ・ 民間非木造住宅耐震診断費補助
 - ・ 民間木造住宅段階的耐震改修費補助
 - ・ 民間木造住宅耐震シェルター整備費補助
 - ・ ブロック塀等撤去費補助
 - ・ 民間木造住宅除却工事費補助

2. 耐震化及び減災化の普及・啓発

住宅・建築物の耐震化及び減災化を推進するためには、耐震化・減災化の必要性や、本市で行っている支援策を市民に周知することが重要です。

このため、次のような施策の展開により、耐震化及び減災化の普及・啓発を図ります。

(1) 住宅の耐震化に関する周知・啓発

木造住宅の耐震化は建築物の耐震化施策の中でも特に重要で、まずは本市で行っている無料耐震診断を受診し、住宅の状態を知ることが必要です。このため、新耐震以前に建築された住宅のうち、まだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象として、広報による耐震診断の申込み募集だけでなく、庁内の電子掲示板による情報発信や市職員による戸別訪問を実施し、耐震診断の啓発活動を行っています。

さらに、耐震診断を受診後、耐震改修の検討が速やかに進むよう、「耐震改修相談会」を年1回開催しています。また、まちづくり出前講座では、職員による防災に関する講座を実施し、啓発を図っています。

今後も、県内先行事例の成果を踏まえつつ、効率的・効果的な啓発活動を検討します。

図 周知・啓発活動の様子等



耐震改修相談会



広報北名古屋における掲載

(2) 特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化に関する周知・啓発

特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物について、所有者に対し耐震化の必要性について周知・啓発を行うとともに、国や県の耐震診断・耐震改修に係る補助・支援制度をPRし、耐震化の促進を図ります。

特に耐震診断義務付け対象建築物のうち、耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物については、所有者と協議をするなど、直接的な働きかけにも努めます。

(3) 低コスト耐震化工法の普及

耐震改修を促進するためには、できるだけ少ない耐震改修費用で実施することも重要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

こうした中、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学、愛知県、名古屋市及び建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立され、低コスト高耐震化構法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、この技術を広く普及することを目指しています。その活動の一環として、耐震化アドバイザー※名簿の公開や、工法評価委員会を開催し、耐震性が向上できる補強方法である工法について、協議会として評価することとしています。

愛知県では、これらの成果を受けて、補助対象工法としてPR・普及を図ることとしており、本市においても、住宅の所有者の方へ向け、窓口に低コスト耐震化工法についての参考資料等や案内チラシを設置し、市内の耐震改修工事事業者の方へ、低コスト耐震化工法についての講習会の案内等を行っています。今後もこうした工法の周知・普及に努めます。

※耐震化アドバイザーとは

耐震化アドバイザーとは、来るべき地震災害に備え、県民の皆さんが安心して暮らせる住まいづくりを進めるため、住まいの耐震改修や家具の転倒予防に関し、中立的な立場で専門的なアドバイスを行う者です。

(4) 関連団体による周知・啓発

本市では、以下のような関連団体のポータルサイトの情報発信等について市の窓口や、ホームページを通して紹介しています。

団体名	情報
日本建築防災協会	耐震診断のプログラムのテキスト発行 耐震診断・耐震改修実施事業者の一覧 等
愛知県地震対策推進協議会	市町村補助木造住宅耐震改修工事実施事業者の一覧 等
あいち耐震改修ポータルサイト	愛知県内の耐震改修に係る設計者・施工者、 耐震改修事例 等

(5) 防災情報の周知

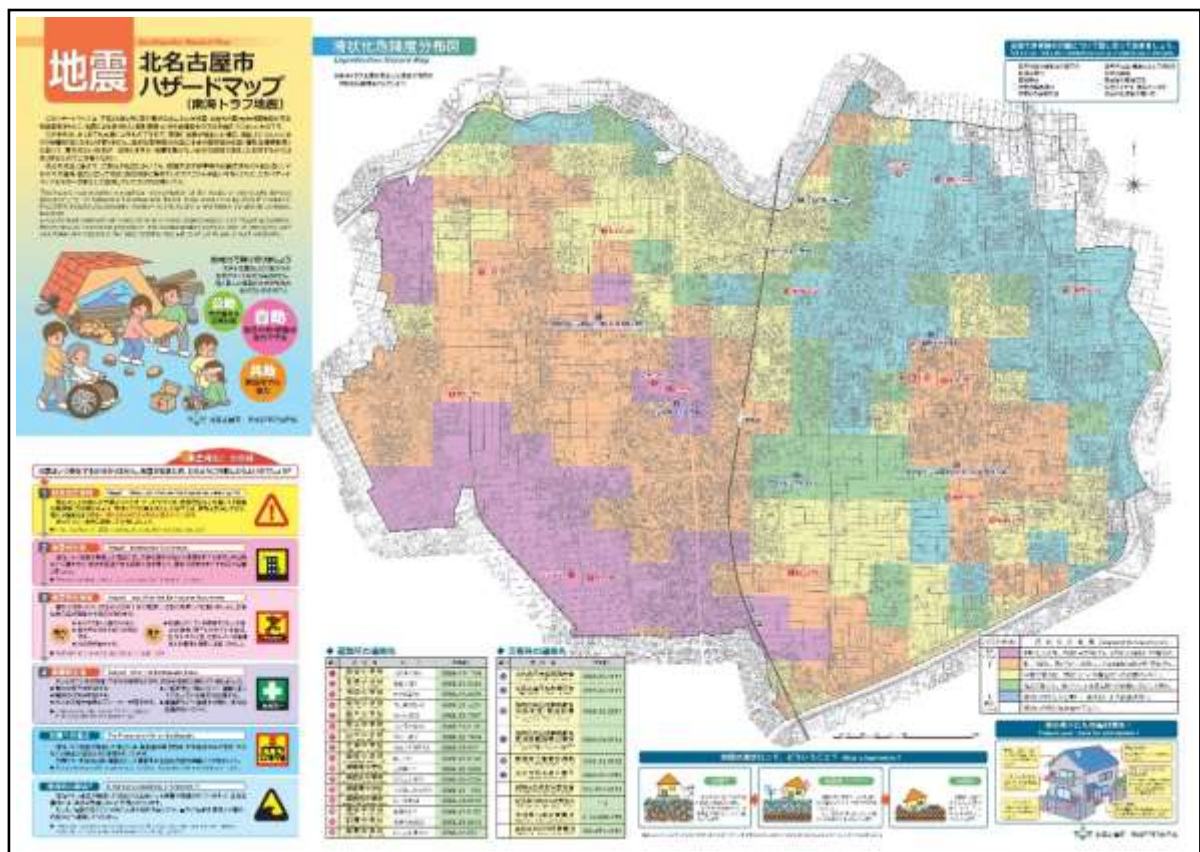
① マップ等の作成、配布

本市の地勢をみると、地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生するがけ地等はありませんが、新川、五条川、合瀬川の河川沿いでは、柔らかい土が堆積し、液状化を起こしやすい状況にあります。

このため、市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題、地域の問題として意識できるよう、南海トラフ地震を想定した震度予測図や建物倒壊等の危険性の程度を示した「北名古屋市ハザードマップ」を作成し、市のホームページに掲載するとともに市民へ配布しました。

今後も、国や県による南海トラフ地震などの被害想定の変動も考慮しながら、市民にとってより有効な情報の整備を的確かつ迅速に行っていきます。

図 北名古屋市ハザードマップ（平成 27 年 3 月作成）



② インターネットによる情報提供

本市では市ホームページに「防災」のカテゴリを設け、東海・東南海地震対策Q & Aをはじめ、防災マップや災害避難時の心得等の情報提供を行っています。

今後も、当該サイトの情報の更新、内容の充実、見やすさの向上を図り、情報発信に努めます。

3. 地域との連携

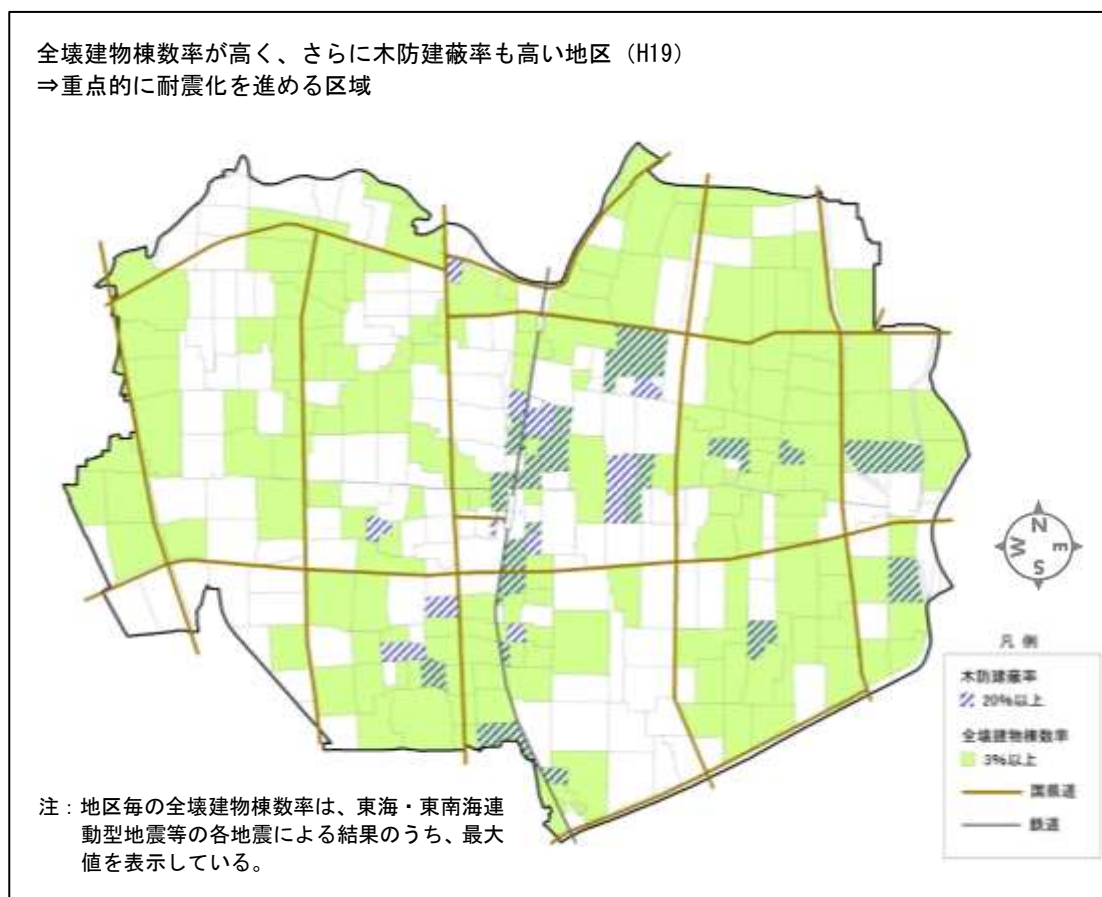
(1) 重点的に耐震化を進める区域での取り組み

地震発生時に大きな被害が発生することが想定される区域について、耐震化を重点的に促進することは、被害軽減の上では効果が高いと考えられます。

このため、大規模地震による被害想定等に基づき、相対的にみて危険度が高い区域については「重点的に耐震化を進めるべき区域」として設定し、自主防災組織等と連携した取り組みを推進します。

また、本市では、当初計画（平成19年度策定）において重点的に耐震化を進める区域を下图のとおり設定しており、平成30年度から、相対的にみて危険度の高い区域から順に「戸別訪問」を行い、住宅の耐震化促進のための普及・啓発活動を優先的に実施しています。

図 重点的に耐震化を進める区域の抽出



[参考：区域の設定基準]

●「地震により一定以上の建物被害が想定される区域」

東海・東南海連動型地震等による震度想定や、建築物の建築年・構造により算定される全壊建物棟数率（建物棟数全体に占める全壊棟数の割合）が3%以上（市内平均値以上）の地区を抽出。

●「延焼の可能性がある区域」

木防建蔽率が20%以上の地区を抽出。木防建蔽率については、下記のとおり定義する。

■木防建蔽率とは・・・

木防建蔽率とは、火災による市街地の延焼危険度を示す代表的な指標の一つで、次のように定義されます。

$$\text{木防建蔽率} = (\text{木造（防火木造含む）建築物の建築面積}) / (\text{地区面積})$$

※地区面積には幅員15m以上の道路、水面・河川及び大規模空地（概ね1ha以上）は含めない

（２）地域の活動組織との連携

耐震化を進めるためには、住宅・建築物の所有者等に自主的・積極的に取り組んでいただく必要がありますが、所有者等による個別の対応ではなかなか進まないことが予想されます。一方で、地域が連携して耐震化に取り組むことは様々なメリットがあり、効率的・効果的に耐震化を進めていくことが可能と考えられます。

本市では、災害の発生に備えて各自治会に「自主防災会」が結成されており、研修会の開催、初期消火・救出・救護・避難の訓練など、幅広い活動が平常時より展開されています。

自主防災組織の活動は、大規模地震への対応力としても大きな役割を果たすものと考えられるため、今後も「北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱」による補助の継続・拡充や、耐震化アドバイザーの派遣等を通じて、活動のさらなる活性化を促進するなど、地域ぐるみで効果的に耐震化・減災化を推進する体制を強化します。

4. 関連する安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死などのほか、窓ガラス・天井の破損・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しています。

このため、住宅・建築物の構造の耐震化に加え、減災化に寄与する以下のような様々な安全対策について、愛知県や関連団体等と協力して取り組んでいきます。

(1) 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、強い横揺れを伴う大規模地震が発生した際には、室内の家具の転倒により甚大な人的被害が発生する危険性があります。

このため、本市では、市ホームページ等を通じ、家具転倒防止の必要性について周知を図っています。また、災害時要援護者となる要支援以上の高齢者の世帯を対象として、家具転倒防止器具の取り付け支援を継続的に行っていきます。

これらの取り組みは、今後も様々な広報手段・機会を通じて周知を図り、対策を促進します。

図 家具転倒防止器具の効果



出典：内閣府 HP

(2) 窓ガラス、看板等の落下防止対策

窓ガラスや、建築物内のつり下げ天井、建築物及び敷地内に設置された広告看板等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは建築物内の人に被害を与える可能性があります。

このため、本市では、ホームページ等を通じ、これらの落下等による危険性とあわせて、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けや吊り下げ天井（特定天井を含む）など、安全対策の手法についても周知を図ります。また、必要に応じて、所有者・管理者に対して改善の指導等を行います。

(3) エレベーターの安全対策

地震発生時には、エレベーターが異常停止する可能性があり、これによって人が閉じこめられるなどの被害が発生する危険性があります。

このため、本市では、ホームページ等で、既設エレベーターについて新安全基準への適合を促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について広く周知を図ります。

(4) 耐震性の維持

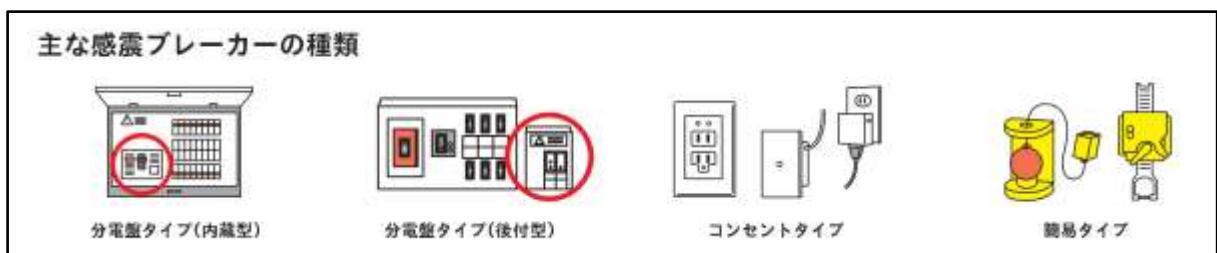
平成12年の法改正により、新耐震基準の建物に対して接合部の仕様及び壁の配置方法の明確化が規定されました。新耐震基準導入以降の木造住宅であっても、接合部が平成12年に明確化した仕様に適合しない場合には、耐震性が不十分な可能性があります。このため、新耐震住宅・建築物であっても、耐震性が向上されるよう、本市では、住宅・建築物の定期的な補修・補強の啓発に努めます。

(5) 感震ブレーカーの設置

東日本大震災(平成23年)では、本震による火災で原因が特定されたもの108件のうち、約54%(58/108件)が電気火災と言われています。

感震ブレーカーとは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

このため、本市では、ホームページ等で感震ブレーカーの設置について、広く周知を図ります。



出典：内閣府 HP

第4章 計画達成に向けて

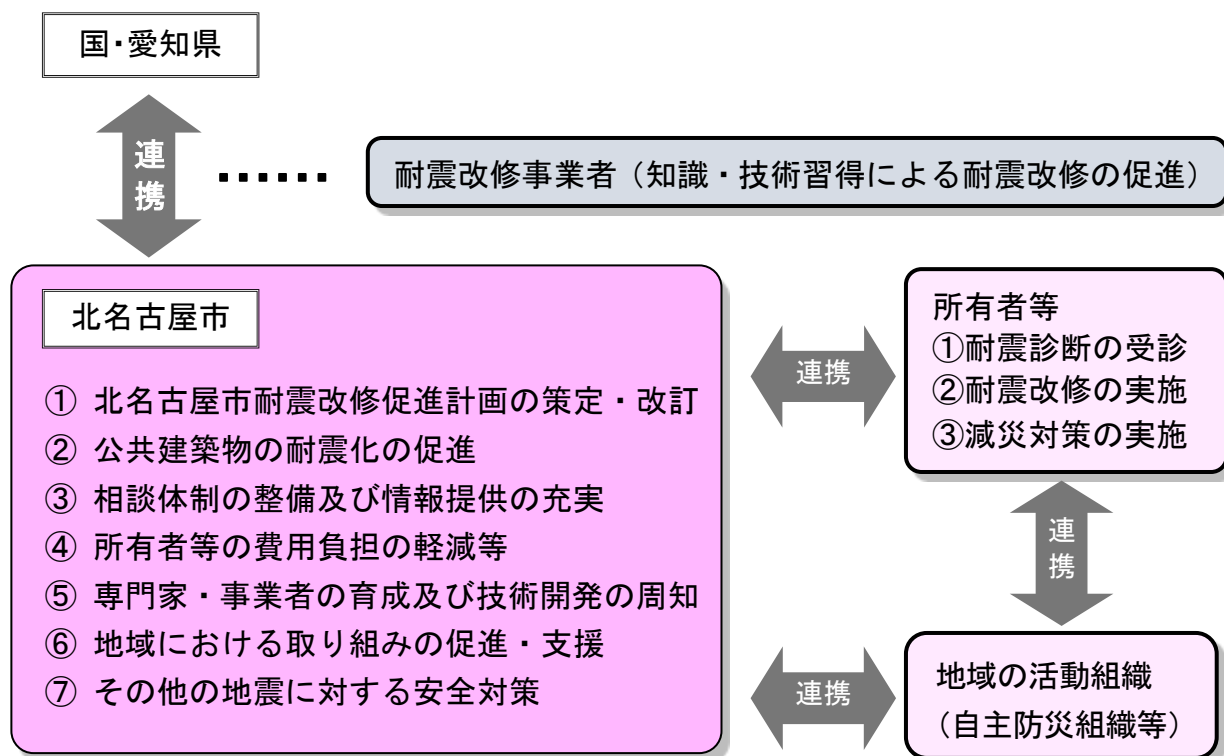
1. 取り組みの促進体制の充実

(1) 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、国や県と連携し、本計画で示している目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速かつ確実に耐震化・減災化を実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題の解決に努めます。

図 国・県・北名古屋市・所有者等の役割分担



（２）促進体制

住宅・建築物の耐震化を円滑に促進するため、関連する機関や団体等と連携して指導等を行うとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

① 愛知県との連携

特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対しての法に基づく指導等（指導・助言、指示、公表）は、所管行政庁等が行うことと定められており、本市においては愛知県が行うことになります。

このため、建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施については、愛知県と連携し取り組んでいきます。また、本市は、県と市町村で構成されている「N倍プロジェクト※」への参加等により、情報を共有するとともに連携して的確に耐震化を促進します。

※N倍プロジェクトとは

耐震改修事業者（設計者・施工者）と行政（県・市町村）が連携して、耐震改修を強力に進めていくためのプロジェクトです。耐震改修推進事業者の周知、耐震改修に係る技術講習の開催、耐震推進事業者を支援するツールの作成、愛知県耐震改修ポータルサイトの運営などについて、情報共有や意見交換を行い、耐震改修を進めるための様々な取り組みの検討・実施を行っています。

② 公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、災害応急対策活動に必要な建築物など、特に耐震化を優先すべき建築物には、地方公共団体が所有する建築物が含まれます。

本市では、所有する公共施設のうち、特定既存耐震不適格建築物の耐震化は図られています。が、他の公共施設についても施設管理所管課と連携し、公共施設の耐震化・減災化の性能向上を図ります。

③ 協議会の取り組みの拡充

愛知県では、「耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県や、本市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会をはじめ11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が設置されています。

本市は、推進協議会の一員として、今後も、建築物の所有者に対する啓発・普及活動等を進めていきます。

（３）耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

本市では、施設管理課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について、相談に応じています。また、木造住宅の耐震改修相談会を定期的に開催し、無料耐震診断を受けられた方に対して、耐震診断員でもある建築士が耐震改修方法等の相談に応じています。

今後も、耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談に応じるとともに、庁内の関係部署と連携しながら、いつでも適切な対応ができるよう相談窓口を充実していきます。

市の相談窓口：

・施設管理課（耐震診断・耐震改修について）西庁舎 2F TEL：0568-22-1111（代表）

（４）北名古屋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価することで、施策の充実・改善を図り、耐震化を強力に推進することを目的に、「北名古屋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定します。

2. 住宅・建築物の耐震化等の促進

本計画では、令和12年度における住宅の耐震化の目標として「耐震性のない建築物を概ね解消する」と定めており、その実現には多くの住宅について耐震化を促進する必要があることから、効果的な施策展開が求められています。そのため住宅については、既存の補助制度・支援措置の周知を図り、活用を促進するとともに、状況を見ながら制度の拡充・充実を検討します。なお、住宅の耐震化については、「北名古屋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」において、年度ごとの実績を把握し、課題を踏まえて次年度の目標を策定します。

また、公共建築物については、保有するすべての建築物について、耐震性がない建築物を無くすことを目標とし、耐震性のある建築物についても、定期的なメンテナンス等により耐震性の維持に努めます。

その他、民間が所有する建築物に関しては、愛知県と協力しながら耐震化の促進を図っていきます。

一方で、住宅・建築物の耐震化については、個別の事情により困難な場合があるため、最低限命を守るための減災化対策も併せて進めていきます。

3. 計画の進捗管理と見直し

住宅について、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績と共に、住宅・土地統計調査等の結果を参考にして進捗状況の確認を行います。また、民間の建築物に関しては、台帳や現地調査等により耐震化の進捗状況の確認を行います。

あわせて、県計画や関連計画等に照らして本計画の内容を検証し、PDCAサイクルに基づいて、必要に応じて見直しを行うこととします。

図 PDCAサイクルによる管理運営

